

## 吉野川水系河川整備基本方針（案）の骨子

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

## (1) 流域及び河川の概要

## (概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 四国4県にまたがり四国の約20%を占める
- ・ 下流域には徳島市などを擁し、地域の中核機能や各種交通機関の拠点が集中
- ・ 流域の地質、年間降水量

## (流域の自然環境)

- ・ 上流域は、大歩危・小歩危等の山地渓谷の景観
- ・ 中流域は、吉野川の扇状地を中心とした平野、河岸には水害防備林として植林した竹林が広く残されている
- ・ シナダレスズメガヤ等の外来種が在来種を駆逐する問題が発生
- ・ 下流域は、平野部を蛇行して流下、工場や人家が多く点在し、市街化が進行
- ・ 河口部は汽水域特有の環境を形成し、干潟はヨシ群落が分布、シロチドリ、ハマシギ等の鳥類の中継地

## (災害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 高地蔵、高石垣の家などの洪水遺産が多数存在

## 【吉野川】

- ・ 明治40年に別宮川（現在の吉野川下流）の改修等の第一期改修工事に着手。（岩津地点 計画高水13,900m<sup>3</sup>/s）
- ・ 昭和24年から第二期改修工事に着手（岩津地点 計画高水流量15,000m<sup>3</sup>/s）
- ・ 昭和38年に改修総体計画の策定、昭和40年に工事実施基本計画へ引き継ぐ（岩津地点 基本高水17,500m<sup>3</sup>/s、計画高水15,000m<sup>3</sup>/s）
- ・ 昭和45年8月、同49年9月、同50年8月、同51年9月等の大出水を契機として昭和57年に工事実施基本計画の改定（岩津地点 基本高水24,000m<sup>3</sup>/s、計画高水18,000m<sup>3</sup>/s）
- ・ 平成16年台風10号、16号、21号、23号の4大出水

## 【旧吉野川】

- ・昭和42年から改修事業に着手（大寺地点 計画高水流量 1,200m<sup>3</sup>/s）
- ・昭和50年には旧吉野川、今切川を一部直轄編入し、更に翌年昭和51年には旧吉野川、今切川全川を直轄編入（大寺地点 計画高水1,400 m<sup>3</sup>/s）
- ・昭和57年に工事实施基本計画を改定（大寺地点 計画高水1,500m<sup>3</sup>/s）

### （水質）

- ・概ね環境基準を満足し、良好な水質を維持
- ・早明浦ダムでは、濁水の長期化が問題

### （河川水の利用）

- ・四国4県にわたり水利用が盛ん

### （河川の利用）

- ・河川敷や水辺は、農地や漁業活動の場、各種イベントやスポーツ、釣りなど、季節に応じて様々な形で利用

## （2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### （治水、利水、環境の総合的な方針）

- ・治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで水系一貫した基本方針に基づく
- ・段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・健全な水循環系の構築を図るため流域一体となった取り組み
- ・河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

### ア．災害の発生の防止又は軽減

#### （流域全体の河川整備の方針）

- ・流域内の洪水調節施設による洪水調節を実施。その際、関係機関と調整を図りつつ、利水容量や堆砂容量等の治水容量への活用を含む既存施設の徹底的な有効活用を図る  
また、堤防の新設・拡築、掘削、護岸整備等を実施、既設固定堰について必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させ、旧川跡への築堤等を考慮し、漏水対策、堤防強化を図る
- ・派川旧吉野川については、堤防の新設・拡築、引堤、掘削、護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下

- ・内水被害の著しい地域については、関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて対策を実施
- ・水防防備林等の樹林帯や河道内の樹木について、計画的な整備・保全及び伐採等の適正な管理を実施
- ・地震に対する堤防の耐震対策等を実施
- ・河口部における高潮対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策)

- ・河川管理施設の機能を確保及び施設管理の高度化、効率化
- ・超過洪水等に対する被害の軽減
- ・情報伝達体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・本支川、上下流のバランスを考慮した水系一貫の河川整備

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・利水の安定供給のため、既存施設の有効利用を含む種々の手法による水資源開発を新たに行うとともに、広域的且つ合理的な利用促進を図る
- ・渇水時の被害を軽減するため、情報提供等の体制整備、利水者相互間の水融通の円滑化等を推進
- ・安定した取水を可能にするとともに、河川管理施設の管理を適正に実施

ウ．河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・良好な自然環境や動植物の生息・生育環境の保全・創出に努める
- ・河川利用と河川環境との調和の取れた河川整備に努める
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・渡り鳥の中継地として重要な河口干潟の保全
- ・アユをはじめとする数多くの魚類や水中昆虫の生息の場の保全

(良好な景観の維持、形成)

- ・河口干潟、広い礫の河原、川沿いの水害防備林など吉野川らしい雄大な河川景観等を保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・水上スポーツ、レクリエーション等の河川利用や環境教育の場として、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める

(水質)

- ・下水道整備の遅れにより懸念される水質悪化について下水道事業等との

- 連携等を図りながら改善に努める
- ( 河川敷地の占用及び工作物の設置、管理 )
- ・ 治水、利水、河川環境との調和を図る
- ( モニタリング )
- ・ 環境や景観に関する情報収集やモニタリングを適正に行い、河川整備や維持管理に反映

## 2. 河川の整備の基本となるべき事項

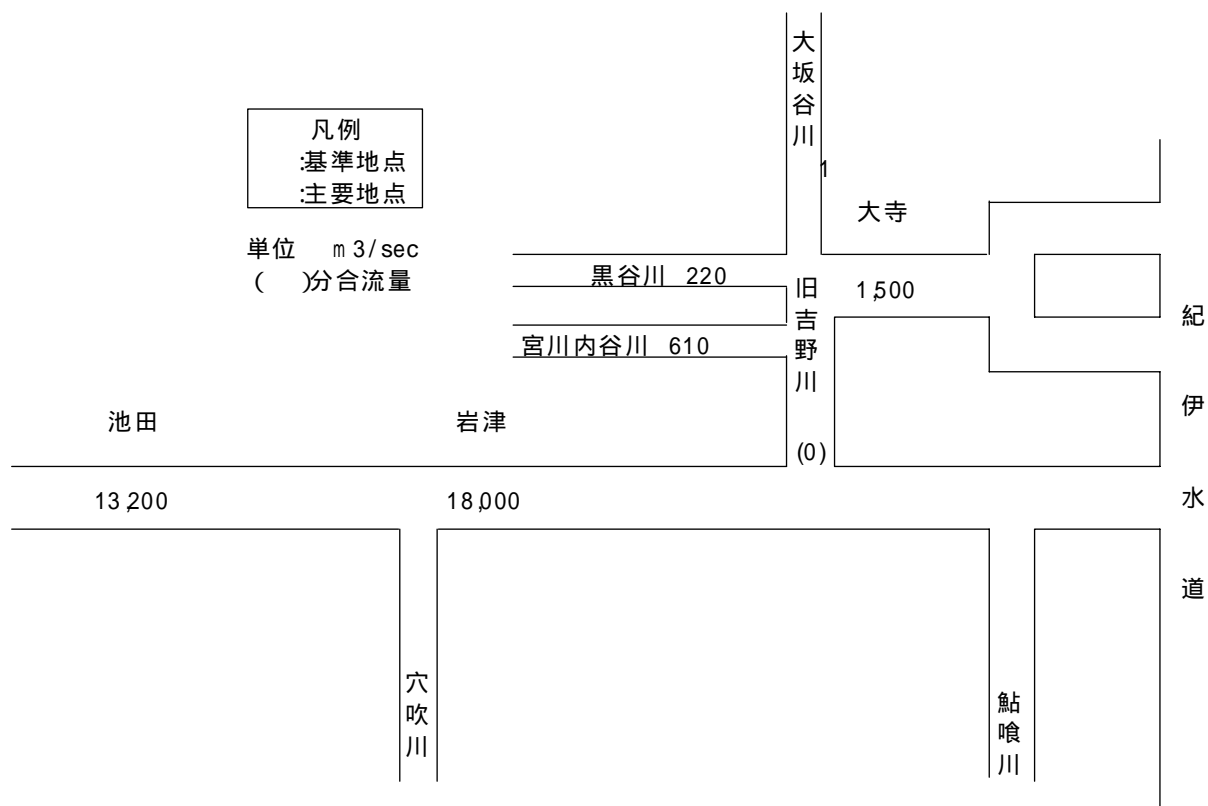
### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m <sup>3</sup> /sec)	洪水調節施設による調節流量 (m <sup>3</sup> /sec)	河道への配分流量 (m <sup>3</sup> /sec)
吉野川	岩津	24,000	6,000	18,000
旧吉野川	大寺	1,500	-	1,500

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

吉野川計画高水流量図



( 3 ) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口または合流点からの距離(km)	計画高水位		川幅(m)	摘要
			A.P.(m)	T.P.(m)		
吉野川	池田	74.8	85.10	84.26	280	
	岩津	40.1	40.68	39.85	170	
旧吉野川	大寺	18.6	5.74	4.91	200	

注 T.P. : 東京湾中等潮位

A.P. : 阿波量水標零点高 (T.P. -0.833m)

( 4 ) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・池田地点 : 利水の現況、動植物の保護、水質等を考慮し、かんがい期におおむね47m<sup>3</sup>/s、非かんがい期におおむね29m<sup>3</sup>/s
- ・旧吉野川地点 : 利水の現況、水質等を考慮し、おおむね16m<sup>3</sup>/s

(参考図) 吉野川水系図

